

## 上井草スポーツセンター、妙正寺体育館指定管理者募集要項に関する質問と回答

番号	項目	質問事項	回答
1	要項 3ページ	庭球場(上井草SC)は令和3年4月1日～1面、令和6年4月1日～全面(4面)が稼働するという想定で収入を積算すればよいのか？	お見込みのとおりです。
2	要項 3ページ	上井草スポーツセンターにおいて、「庭球場3面は令和5年度末まで閉鎖予定」とありますが、利用料金収入を積算するに当たり、令和4・5年度は庭球場1面を貸出、令和6～8年度は庭球場4面を貸出という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要項 3ページ	募集要項上、運動場のナイター設備無しと記載がありますが、図面や現地見学会の際に設備自体はあると認識しておりますが、実際使用ができないという意味でしょうか？	上井草のグラウンドに設置しているのは、災害時等の非常用照明であり、ナイターでの使用を目的とした設備ではありません。
4	要項 6ページ	指定管理料の収入見込に関して、今般のコロナ禍における状況をふまえた計画ではなく、説明会にお話がありましたとおり、施設が通常開場可能で、従来の入場者数が過年度実績程度は見込める状況を想定し、作成する形でお間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要項 7ページ	令和2年度の指定管理料をご教示ください。	年度当初の指定管理料(年額)は以下のとおりです。 上井草スポーツセンター：178,439,000円 妙正寺体育館：62,197,000円
6	要項 7ページ	公募要項に記載のある直近3か年のア～ウの内訳についてご教示願います。 ア 教室等事業収入 イ 物販事業収入 ウ 自動販売機、複写機等の収入	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
7	要項 7ページ	電子複写機及び製版印刷機の直近3か年の収入実績額をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
8	要項 7ページ	指定管理料に関して、要項に記載されております施設のうち、上井草スポーツセンター及び杉並区妙正寺体育館の実績額と、説明会当日に配布された資料3 収支光熱水費内訳に記載の額に相違がありますが、どちらを基準とすればよろしいでしょうか。また令和4年度以降の指定管理料に関して、金額の上限は設定されていますでしょうか。	配布した資料3を基準にしてください。また、応募時の積算において指定管理料の上限は設けておりませんが、過去3年間の実績を基に適正な金額を提案してください。
9	要項 7ページ	指定管理施設の諸室にてスポーツ振興事業及び自主事業教室を行う際、諸室の使用料を支払う必要はありますでしょうか。同じく自主事業として設置する自動販売機等に関して、区に納める行政財産目的外の使用料(㎡当たり〇〇円等)はありますでしょうか。	指定管理者が自施設を使用して行う教室については、指定管理者の収入になるため料金の支払いは不要です。また、自動販売機の設置は行政財産目的外使用ではないため、使用料を別途お支払いいただくことはありません。
10	要項 8ページ	各施設の備品について、区貸与備品以外の現指定管理者が持ち込んでいる備品一覧をお示しください。	別紙1を参照してください。
11	要項 8ページ	現指定管理者が持ち込んでいる備品の詳細をご開示願います。	別紙1を参照してください。
12	要項 8ページ	現指定管理者が契約しているリース備品の詳細をご教示ください。(対象備品・個数・設置場所・契約期間・契約料)	別紙2を参照してください。なお、契約期間、契約料については、現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
13	要項 8ページ	杉並区、現指定管理者ともに、公募要項に記載以外でリースを行っているものをご教示願います。	区のリース品はありません。また、現指定管理者のリース品は別紙2を参照してください。
14	要項 8ページ	上井草スポーツセンターに設置されているトレーニング機器の種類、台数をご教示ください。	別紙1、2を参照してください。
15	要項 8ページ	指定管理者持ち込み備品の一覧及びリースしている金額をご開示願います。	別紙1、2を参照してください。なお、リース料については、現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
16	要項 9ページ	個人情報として取得してはならない項目があれば教えてほしい。	杉並区個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報を収集するときは、その目的達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行っていただくこととなります。
17	要項 10ページ	現指定管理者が一部業務を委託している場合、その受託事業者名をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
18	要項 10ページ	障害者雇用について基準となる指標があれば教えてください。(人数など)	障害者雇用促進法等を踏まえ、適切な人員計画を作成してください。
19	要項 13ページ	※印波線箇所にある上井草スポーツセンターの温水プールに設置する自動券売機に関して、その賃借料は区によるものか、指定管理者によるものかをご教示ください。	指定管理者によるものとなりますので、自動券売機の賃借料も指定管理料に計上してください。

20	要項	13ページ	現指定管理者が持ち込んでいる券売機4台について(リース契約)、現場見学会にて、今後発行が予定される新500円硬貨(令和3年予定)、新紙幣(令和6年予定)に対応できない古い機種と確認をしております。これらに対応するための新機種の導入についてのリース料等の経費は指定管理者の負担でしょうか。ご教示願います。	温水プールプリペイドカード対応の自動券売機の新機種更新に係る費用は区で負担する予定ですが、具体的な予算計上時期については未定です。そのため、現行の機能対応の自動券売機を設置する想定で、賃借料を指定管理料算定に計上してください。 なお、上井草スポーツセンターの現行機の品番等は下記のとおりです。 エルコム社 BT-Kシリーズ
21	要項	13ページ	現在、上井草スポーツセンターと妙正寺体育館に設置されている自動券売機について、メーカーと品番をご教示願います。	上井草:エルコム社 BT-Kシリーズ 妙正寺:エルコム社 BT-eシリーズ
22	要項	16ページ	応募者資格として「令和3年4月1日時点で体育施設又は類する施設の管理業務を引き続き2年以上行った実績を有すること」と記載がありますが、体育施設又は類する施設とは、公共スポーツ施設における体育室、温水プール、トレーニングルーム、屋外運動場等の管理業務実績という認識でよろしいでしょうか。	例示いただいた施設のほか、民間施設の管理実績も含めます。
23	要項	21ページ	選定委員の公表は事前にあるのでしょうか。	選定後、議会で承認を得て指定管理者が公表された後に開示が可能です。
24	要項	21ページ	プレゼンテーションの参加人数に決まりはあるのでしょうか？	第二次審査の実施方法等の詳細は、第一次審査通過者に対してお知らせします。
25	要項	21ページ	7月中旬に実施される第2次審査の、参加人数・プレゼンテーションの時間・スクリーン等の使用について詳細をご教示ください。	第二次審査の実施方法等の詳細は、第一次審査通過者に対してお知らせします。
26	要項	22ページ	採点の各項目の配分は？ 現指定管理者の実績加点はあるのでしょうか？	各評価項目の配点の事前公表は行いません。
27	要項	22ページ	審査基準の配点の評価項目ごとの内訳についてご教示ください。	各評価項目の配点の事前公表は行いません。
28	要項	22ページ	透明性の観点から各審査項目の配点をご教示ください。	各評価項目の配点の事前公表は行いません。
29	要項別紙1業務の基準	4ページ	主任指導員、準指導員の従事人員はそれぞれ1名以上と記載がありますが、これは常時1名以上配置が必要ということか、ご教示願います。	主任指導員と準指導員を配置し、トレーニングルームを適切に管理運営することを求めているもので、トレーニングルームの開場中はいずれか1名の配置が必要となります。
30	要項別紙1業務の基準	4ページ	光熱水費のうち、電気料金について、直近2年(令和元～2年度)分の以下のデータを2施設それぞれご開示ください。 ・電力会社請求書の写し ・契約種別 ・契約電力 ・使用電力量(月別、料金区分別の1年間分) ・基本料金契約単価 ・従量料金契約単価(夏期単価、その他期単価) ・その他特殊な割引情報(長期割引・蓄熱割引・空調割引など) エネルギーコストのご提案の重要な要素となりますので、ご開示のほどお願いいたします。	電力会社請求書は区への提出義務はありませんので、提示することはできません。電力供給先、契約種別については別紙3のとおりです。なお、その他事項については現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
31	要項別紙1業務の基準	4ページ	上井草スポーツセンターに設置されているトレーニング機器類は現指定管理者の持込み備品か、指定管理業務の中で購入設置されたものか、帰属についてご教示ください。	別紙1、2を参照してください。
32	要項別紙1業務の基準	6ページ	各施設の維持管理(機器の保守点検、清掃等)業務に関する点検報告書及び実施報告書をご提示ください。	点検報告書は区への提出義務はありませんので、提示することはできません。閲覧資料としてお示した設備機器一覧を基に、施設維持管理における「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」を参照してください。また、実施報告書については、別紙4を参照してください。
33	要項別紙1業務の基準	6ページ	会計年度ごとに行うプリペイドカードの精算方法を具体的に教えてほしい。	温水プール設置施設で販売するプリペイドカードの売り上げと、プリペイドカード利用者の入場料の差額について年度ごとに精算を行います。また、プリペイドカードの売り上げが上回った場合は差額を区に収めていただき、プリペイドカード利用者の入場料が上回った場合は差額を区から指定管理者に支払います。
34	要項別紙1業務の基準	6ページ	日常及び定期清掃範囲に関して、対象範囲となる各施設の床材と㎡及びガラス面積をご教示ください。	別紙5を参照してください。
35	要項別紙1業務の基準	6ページ	上井草スポーツセンター、妙正寺体育館それぞれにおける、施設のLED化(体育館、グラウンド等、それぞれの諸室について)の状況および、照明設備一覧についてご教示願います。	妙正寺体育館はLED化が完了しています。また、上井草スポーツセンターの未了部分については、別紙6を参照してください。
36	要項別紙1業務の基準	9ページ	スポーツ振興事業としてとして実施するスポーツ教室等について直近3か年度で実施された事業内容・参加料・参加人数をご教示ください。	別紙7を参照してください。

37	要項別紙1業務の基準 10ページ	自主事業において、自動販売機の設置や物販事業を行った場合、行政財産使用料を支払う必要があるか、また、実施する場合の行政財産使用料および現指定管理者の実績をご教示ください。	施設の設置目的に沿った業務の範囲内で自動販売機の設置をする場合、行政財産使用料は発生しません。また、各施設の指定管理者が設置している台数については以下のとおりです。 上井草スポーツセンター 16台 妙正寺体育館 2台
38	要項別紙1業務の基準 10ページ	上井草スポーツセンターのラウンジスペース、妙正寺体育館地下の1室等の運営に関して、現指定管理者が具体的にどのような活用をしているかをご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
39	要項別紙1業務の基準 10ページ	その他スペースの有効活用について、店舗を誘致する際の業種の制限等はありませんか？	特段ありませんが、施設の設置目的を考慮し提案してください。
40	要項別紙1業務の基準 10ページ	自主事業として自動販売機を設置する際の行政財産使用料をご教示ください。	自動販売機の設置は行政財産目的外使用ではないため、使用料を別途お支払いいただくことはありません。
41	要項別紙2応募書類一覧	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に関して、発行日がいつ時点のものまで有効となるかをご教示ください。	提出日から3か月以内に発行された証明書としてください。
42	要項別紙2応募書類一覧	別紙2 応募書類一覧P14の8、直近3期分の財務諸表並びに事業報告等の提出が求められていますが、提出期間までに合わない場合、2017年2018年2019年の提出でよいのでしょうか？また、2020年度の差し替え期限はありますでしょうか。	可能な限り最新の報告をお願いします。また、提出期限までに2020年の提出が難しい場合は、お見込みのとおりで問題ありませんが、差し替え期限については個別にお問い合わせください。
43	要項別紙2応募書類一覧	別紙2 応募書類一覧の9.直近3年分の法人納税証明書及び消費税納税証明書の提出について提出期間までに間に合わない場合2017年2018年2019年の提出でよいのでしょうか？ また、2020年度の差し替え期限はありますでしょうか。	可能な限り最新の報告をお願いします。また、提出期限までに2020年の提出が難しい場合は、お見込みのとおりで問題ありませんが、差し替え期限については個別にお問い合わせください。
44	要項別紙2応募書類一覧	納税証明書は、「その1」又は「その3」のいずれかでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要項別紙2応募書類一覧	No.12 事業計画書について、コメ書きで「説明資料添付可。ただしA4片面換算で50ページ以内」と記載がありますが、これは、説明資料も50ページに換算されますでしょうか。	説明資料も含めて換算します。収支に関する説明資料については、「収支計画の内訳及び積算書」でご説明いただいても差支えありません。
46	要項資料2利用実績	弓道場の稼働率が100%となっておりますが、どのような割合で100%となっておりますでしょうか？	弓道場は貸切使用できる曜日、時間帯等が限られており、利用予定日の一定期間前までに予約がない場合は一般使用として設定されます。一般使用の枠は使用コマとして利用率に計上されますので、使用率(稼働率)は100%となり、温水プールも上記と同様の取り扱いになります。また、枠がすべて一般使用であるトレーニングルームも使用率100%となります。
47	要項資料2利用実績	月別の施設稼働率(使用可能数及び使用数)を教えてください。	別紙8を参照してください。
48	要項資料2利用実績	一般利用者数並びに団体利用件数等、月別に過去3ヶ年のご提示宜しくお願いいたします。	予約者の登録種別について、個人登録者か団体登録者かは記録していませんのでお示しできません。
49	要項資料2利用実績	各施設の使用数(枠数・率)については、「④優先使用」分も含まれた数値との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要項資料2利用実績	スポーツ振興事業の以下の項目について、直近3か年分を2施設それぞれご教示願います。 ・事業名 ・実施時期 ・参加者数	別紙7を参照してください。
51	要項資料2利用実績	自主事業の以下の項目について、直近3か年分を2施設それぞれご教示願います。 ・事業名 ・実施時期 ・参加者数 ・料金	別紙9を参照してください。
52	要項資料2利用実績	以下の項目における利用者数、利用料金の実績について、2施設それぞれご教示願います。 (1)施設貸出業務(諸室ごとの貸切利用実績、行政使用実績、教室利用実績) (2)スポーツ振興事業 (3)自主事業	室場ごとの利用者数については別紙10を参照してください。施設貸出業務、スポーツ振興事業ともに、利用料金実績については募集説明会でお配りした資料3収支光熱水費内訳のとおりです。なお、室場ごとの利用料金実績、自主事業の実績については現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
53	要項資料2利用実績	各施設に関して、諸室時間帯ごとの利用稼働率をご教示ください。	お示した資料(2施設利用実績③施設使用率)以上の統計データはありません。
54	要項資料2利用実績	2022年度の優先予約状況および減免・免除の件数	現時点において、件数はお示しできません。

55	様式2誓約書	共同事業体として応募する場合、誓約書(様式2)については、共同事業体の構成団体全てが提出すると公募説明会でご説明がりましたが、申請者に記載する所在地・名称・代表者については、構成団体の情報を記載するという認識でよろしいでしょうか。 また、「記」以下の(団体名又は共同事業体名)についても、同様の認識でよろしいでしょうか。	共同事業体の場合は代表団体のみ提出してください。
56	説明会資料3収支 光熱水費内訳	各施設の消耗品含まれる品目(手洗洗剤・トイレトペーパー・整備用材(砂・土・石灰等))について、年間の購入量及び購入実績額を直近3か年分ご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
57	説明会資料3収支 光熱水費内訳	当資料の指定管理料を参考に次期指定管理期間の指定管理料をご提示することですが、令和3年度労働報酬下限額や維持管理費の高騰等を考えると、お示しの指定管理料では安定性・継続性が担保できないものと想定されます。 したがって、本事業が安定性をもって長期継続的に指定管理業務を遂行するという観点においてその適性や妥当性を評価いただきたく、区として見解をご教示ください。	指定管理料の実績は、参考としてお示したものです。なお、令和4年度からの指定管理料は、このほか、人件費や維持管理経費などの状況も考慮したうえで、より適切な施設管理や事業提供が行える金額を設定し、積算根拠と合わせて提案してください。
58	説明会資料3収支 光熱水費内訳	各施設の支出項目の内、「事業経費」及び「その他管理経費」に含まれる科目をご教示ください。また、直近3か年分の科目ごとの実績金額をお示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
59	説明会資料3収支 光熱水費内訳	水道、ガスの直近2年(令和元～2年度)の月別使用料について、2施設それぞれご開示願います。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
60	説明会資料3収支 光熱水費内訳	平成29年度～令和2年度直近月までの電気・水道・ガス等、個別の使用量・使用料金額を月別にご教示ください。 また、各供給契約先及び契約内容を教示ください。	月別の使用量・金額は現指定管理者のノウハウに当たるため、開示することはできません。また、供給契約先及び契約内容は別紙3を参照ください。
61	その他	収入・支出項目ともに、区が指定しておりますP21の収支計画見本同様のフォーマットで各館過去3ヶ年報告をご提示お願いいたします。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
62	その他	公募要項、様式5に記載のある内訳について、以下の内容の直近3か年分をご教示願います。 ア 人件費(社員人件費、アルバイト人件費等) イ スポーツ振興事業費(人件費、委託費等) ウ 維持管理費(修繕費、光熱水費、設備・機器等の保守管理費、清掃費等) エ その他管理経費(備品費・消耗品費、広報費、保険料、賃借料、その他等)	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
63	その他	各施設の人員配置状況をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできませんので、業務の範囲に応じた適正な人員配置計画を立案してください。
64	その他	現在教室参加している参加者の個人情報の引継の有無をご教示ください。	教室参加者の個人情報、現指定管理者が保有するプライバシーマーク制度の関係上、引継ぎは想定しておりません。
65	その他	各施設に関して、コロナ禍に伴い、通常運営時と異なる利用がされている点をご教示ください。	スポーツ庁ガイドラインに基づき、消毒・換気の徹底等の対策を実施しています。
66	その他	上井草スポーツセンターの屋外管理棟前の芝生スペースについて、指定管理者の提案として、上井草スポーツセンター管理棟前の芝生スペースにて、指定事業又は自主事業を実施することは可能でしょうか。各申請団体の共通認識として、あらためてご教示願います。	自主事業の実施は可能ですが、ジョギングコース利用者や管理棟出入口の妨げとならないよう工夫が必要です。
67	その他	新電力の導入は可能であるか、また現在の新電力導入の有無	新電力の導入は可能です。導入に当たっては区に確認いただき、電力需要への供給が十分可能と判断できた事業者を導入いただきます。また、新電力の導入状況は別紙3のとおりです。
68	その他	長期休館を伴うような大規模修繕等の予定の有無	区では予算等に基づき年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
69	その他	次期指定期間中に休館を伴う大規模修繕等の予定があれば対象箇所及び期間をご教示ください。	区では予算等に基づき年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
70	その他	施設見学時にカフェの設営は確認できませんでしたが、実際にカフェ運営はどの体育館で実施されているのでしょうか。	本募集の対象施設でカフェの運営は実施されていません。
71	その他	上井草スポーツセンターに設置されている有料駐車場の入場ゲートや清算機にかかる管理費用は指定管理者が負担するという認識でよろしいでしょうか。また、現在、有人による駐車場整理を行っておりますが、機械式駐車場であることから整備員を配置するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

72	要項資料3一般使用	開催種目ごとに指導員を派遣、配置しているか。また、配置している場合は運用方法と指導員について該当の団体に指導員料等の支払いはしているか。支払いをしている場合の指導員料はいくらになるかご教示願います。	現在の一般使用における指導員の派遣は杉並区スポーツ振興財団による事業であり、この範囲において指導員料は指定管理者に生じません。派遣する種目、曜日等については杉並区スポーツ振興財団と協議となります。また、財団事業とは別に指導員を手配する場合は、派遣料をご確認ください。
----	-----------	---	---